（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一～十八の四　（略）

十九　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の二～三十七　（略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
（略）		
三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（三十五）	六月	一・二　（略） 三　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦（けん）怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四・五　（略） 六　医師が必要と認める場合は、尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣（さ）検鏡の検査、尿沈渣（さ）のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は

改正前

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一～十八の四　（略）

十九　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の二～三十七　（略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
（略）		
三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（三十五）	六月	一・二　（略） 三　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦（けん）怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四・五　（略） 六　医師が必要と認める場合は、尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣（さ）検鏡の検査、尿沈渣（さ）のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は